

桜井前市長が証言

南相馬の原発集団訴訟

東京電力福島第1原発事故に伴い一部が避難指示区域に指定されていた南相馬市原町区の住民47世帯151人が東電に慰謝料計約37億円を求めている集団訴訟の証人尋問が5日、地裁いわき支部で行われ、同市の

桜井勝延前市長(62)が証言した。

桜井前市長は原告、被告側双方の質問に対し、2012(平成23)、13の両年でコメ作付けを見合わせたことや、同市の大型商業施設が人員不足で開業できないことなど、原発事故後の人口減少や産業面で同市に与えた影響の大きさを説

明。「(南相馬市を)元の人口まで戻してほしい。市民に代わって怒りを表明したい」と訴えた。

次回は来年2月13日午前10時から。

桜井前市長出廷

「棄民化された」

南相馬の集団訴訟弁論

原発事故で避難を強いられた南相馬市の住民が東京電力を相手取り損害賠償を求めた集団訴訟の弁論が5

日、福島地裁いわき支部(名島亨卓裁判長)で開かれ、前市長の桜井勝延氏(62)が原告側証人として出廷した。

桜井氏は事故時の初動対応をめぐり、国や県、東電から「連絡や援助がなく、『棄民化』された状態に置

かれた」と証言した。

また、子育て世代を中心に帰還が進まない現状に触れ、「人口もインフラも回復しているとはまったく言えない状況なのに、(回復)できたように言う東電に市民に代わって怒りを表明したい」と述べた。